

離婚届の記入例

届出する年月日を記入してください。

離婚届

滋賀県東近江市 長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
係 号	係 号					
送付 平成 年 月 日	長 印					
係 号						
出頭調査	戸籍記載	記載変更	調査票	届 家	住 氏 等	送 知

離婚届で住所は変更できません。住所を変更される場合は別紙に届けが必要です。

(1) 氏名	夫 この 甲野 太郎	妻 この 甲野 花子
生年月日	昭和40年1月1日	昭和40年3月3日
住所	滋賀県東近江市八日市緑町 10番5号	滋賀県近江八幡市桜宮町 236番地
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10番	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
婚姻前の氏に もどる者の本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判
婚姻前の氏に もどる者の本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
未成年の子の氏名	甲野 すみれ	
同居の期間	平成4年12月から	平成21年5月まで
別居する前の住所	滋賀県東近江市八日市緑町10番5号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 農業または農産物その他の仕事を行っている世帯 <input type="checkbox"/> 自由業 新工業 サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 企業 個人商店等(官公庁を除く)の雇用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 3にあってはまらない雇用労働者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 仕事をしている者のいない世帯	
夫の職業	甲野 太郎	甲野 花子

夫の捨印 妻の捨印



協議離婚のときは、当事者以外の2人の署名・押印(スタンプ印不可)が必要です。証人は、離婚の事実を知っている人で、20歳以上の方であれば、親や兄弟でもかまいません。

証人	(協議離婚のときだけ必要です)	
署名	甲野 一郎	丙島 梅子
生年月日	昭和25年8月22日	昭和39年12月13日
住所	滋賀県東近江市八日市緑町 10番5号	滋賀県東近江市八日市東浜町 1番3号
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町 10番	滋賀県東近江市八日市東浜町 241番地

証人の捨印



父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないでください。また、離婚その他の事情で父母の氏が違うときは、変更後(現在)の氏を書いてください。

婚姻で氏が変わった人は離婚後の氏や戸籍を次の3つから選んでください。

- 元の氏に戻る場合 ① 親の戸籍に戻る(左の例になります)
- 元の氏に戻る場合 ② 自分で新戸籍をつくる
- 引き続き今までの氏を使う場合 ③ 別の用紙を離婚届と同時に提出してください。(戸籍法77条2項の届出になります。)

離婚届と同時に77条2項を提出する場合は、この欄は記入しないでください。

離婚届を提出し、いったん元の氏に戻った方も、「婚姻中の氏」を引き続き使用したいときは、離婚の日から3ヶ月以内であれば、裁判所の許可なく、「戸籍法77条2項の届出」をすることによって、そのまま使用できます。

離婚の際、未成年の子がいるときは、夫妻のどちらが親権を持つのか、必ず決定をし、子の氏名を書いてください。この届出で親権を決定しますが、子の戸籍は移動しません。移動させるには家庭裁判所の許可が必要となります。詳しくはお尋ねください。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

届出人夫妻または証人が使用する印鑑は、同姓の場合でも違う印鑑を押してください。

- ### 持参していただくもの
- ① 離婚届書(1通)
 - ② 戸籍謄本
 - * 東近江市に届出される場合本籍が東近江市なら不要です。
 - ③ 印鑑(届出人である夫および妻)
 - * スタンプ印は不可
 - ④ 運転免許証・パスポート等
 - * 本人確認のため
- ◎ 調停・裁判離婚の場合は、裁判所からの書類も忘れずに持参ください。
- その場合、届出人は申立人です。確定の日から10日以内に届出が必要です。証人は必要ありません。